

モバイル市場の競争環境に関する研究会（第10回）

1 日時 平成31年3月14日（木） 16:00～18:00

2 場所 総務省講堂（地下2階）

3 出席者

○構成員

新美座長、相田座長代理、大谷構成員、大橋構成員、北構成員、佐藤構成員、関口構成員、長田構成員、西村（暢）構成員、西村（真）構成員

○オブザーバ

塚田公正取引委員会事務総局経済取引局調整課長、内藤消費者庁消費者政策課長

○ヒアリング対象者

電気通信事業者協会消費者支援委員会、電気通信サービス向上推進協議会、リユースモバイル関連ガイドライン検討会

○総務省

佐藤総務副大臣、鈴木総務審議官、谷脇総合通信基盤局長、秋本電気通信事業部長、田原電波部長、竹村総合通信基盤局総務課長、山碕事業政策課長、大村料金サービス課長、山路データ通信課長、梅村消費者行政第一課長、布施田電波政策課長、片桐移動通信課企画官、廣瀬事業政策課室長、大内事業政策課調査官、大塚料金サービス課企画官、茅野料金サービス課課長補佐、横澤田料金サービス課課長補佐

**【新美座長】** それでは、皆様、こんにちは。時間も参りましたので、モバイル市場の競争環境に関する研究会、第10回会合を開催いたしたいと存じます。本日はお忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。

なお、冒頭、カメラ撮りがございますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

また、しばらく後に佐藤副大臣に出席していただく予定でございます。佐藤副大臣がおいでになりましたら、議事の途中ではございますが、ご挨拶をいただくという予定でございますので、よろしく申し上げます。

それでは、議事に入りたいと存じます。本日は議事次第にありますように、広告表示に関する取組の状況及び先週金曜日に公表されましたリユースモバイルのガイドラインについてヒアリングを行いたいと思います。続きまして、3月5日火曜日でございますが、今通常国会に提出されました電気通信事業法の一部を改正する法律案について事務局からご説明を受けたいと思います。その後で、前回会合でのご議論や構成員からの追加意見をもとに事務局に中間報告書案を作成していただいておりますので、これについてお諮りしたいと存じます。

それでは、早速ですが、ヒアリングに入りたいと思います。まずは広告表示適正化についてお願いしたいと思います。それでは、広告表示であります、利用者料金と広告表示の課題は密接不可分であるため、本研究会の中間報告書におきまして広告表示の適正化を取り扱うこととしております。広告表示の適正化に向けた取組状況につきまして、電気通信事業者協会及び電気通信サービス向上推進協議会の2つの団体から、先ほど開催しました消費者ワーキンググループでも発表をさせていただいたところでございますが、この会合でもご発表いただきたいと存じますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、まず電気通信事業者協会の消費者支援委員会委員長の水谷様からご説明をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

(カメラ退室)

**【電気通信事業者協会消費者支援委員会(水谷)】** TCAの水谷でございます。資料1につきましてご説明申し上げます。

1枚おめくりいただきまして、携帯電話事業者、MNO3社による広告表示適正化の取組でございます。従前からですが、各事業者では広告表示の事前審査というものに取り組んでまいりました。今般、店頭広告の適正化に向けまして自主的な取組を強化してまいります。下の図でございますが、縦軸にツールを記載してございまして、事業者作成のもの、それからキャリアショップ作成のものがございます。右側、横軸ですけれども、事前チェック、事後チェックと対応を書いてございまして、右下の赤枠が新たな自主的な取組ということで、次ページで詳細を説明してまいります。

ページをおめくりいただきまして、まず目的としましては、事業者の自主的な取組を中心としたキャリアショップの店頭広告の適正化を図ってまいります。実施の概要でございますが、まず事前チェックというところでは、昨年12月より実施しているような内容を書いてございまして、まずは店頭掲出物においては、1つ目でございますが、事業者

が指定する様式、こういったものに基づく広告の掲示及びその徹底を図っております。2つ目、事業者の指定以外の広告の場合には事前チェックを行うような形でございます。中段のチラシにつきましては、従前より実施しておりまして、事前チェックの対象でございます。3つ目のSNSでございますが、こちらは訴求内容の事前ルール化ということを行っております。右側に移りまして事後チェックでございまして、こちらにつきましては来年度上期中予定で運用を検討してまいりたいと思っております。1つ目としまして、事業者が実施する店頭の確認及び不適切な事例の是正、それから再発防止を講じます。2つ目としまして、その確認結果ですが、業界団体への報告ということで、こちらはサービス向上推進協議会の広告表示WGを今想定しておりますが、こちらへの報告を行う予定でございます。広告内容、対象等の詳細につきましては今後の検討という形になってございます。

説明は以上でございます。

**【新美座長】** どうもありがとうございました。

(カメラ入室)

**【新美座長】** それでは、佐藤副大臣がおいでになりましたので、研究会の開催に当たりましてご挨拶をいただきたいと存じます。佐藤副大臣、よろしくお願い申し上げます。

**【佐藤総務副大臣】** お世話になります。総務副大臣の佐藤ゆかりでございます。会の途中でございますけれども、一言ご挨拶を申し上げたいと存じます。

日ごろ構成員の皆様方に、座長をはじめといたしまして、皆様方にはご多用の折、当研究会にご協力いただいておりますこと、心から感謝を申し上げたいと存じます。ご案内のとおり、本研究会におきましては、まず通信料金と端末代金を分離することにより、通信料金単体で事業者を比較・選択できるようにすること、そしてまた2つ目に、利用者によります自由な事業者の乗り換えを促進するために、解約を不当に妨げるような提供条件を禁止することなど、こういったことについて本年1月に緊急提言をいただいたところでございます。後ほど事務局から概要について説明させていただきますけれども、今月5日にはその緊急提言の内容を踏まえて電気通信事業法の改正案を今通常国会に提出させていただいたところでございます。本研究会におきましては、緊急提言をまとめていただいた後も、利用者が支払額を正確に把握可能とするための通信料と端末代金の総額の目安の提示、そして接続料負担の軽減と予見可能性確保に向けました算定方式の見直し、こういったことについて精力的にご検討いただいたと承知いたしているところでございます。本日

は、昨年10月から約半年間にわたって皆様にやっていただきました検討の集大成であります中間報告案につきましてご議論いただくものと伺っているわけでございまして、私も総務省といたしましても、いただいたご議論を踏まえまして、社会経済や国民生活の基盤をなすモバイル分野の競争環境整備に引き続き取り組んでまいり所存でございます。本日も、これまで9回にわたる会合ということで、それに加えましての本日の会合でございますけれども、構成員の皆様方にはより活発なご議論をいただきまして、有意義な会合となりますことをお願い申し上げます、私からのご挨拶とさせていただきます。本日もどうぞよろしくお願い申し上げます。

**【新美座長】** どうもありがとうございました。

なお、佐藤副大臣におかれましては、公務のため途中で退席される予定であると伺っておりますので、皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、カメラ撮りはここまでということにさせていただきますので、カメラ撮りの方はご退室をよろしくお願いいたします。

(カメラ退室)

**【新美座長】** それでは、先ほどTCA様からご報告いただきましたが、続きまして、電気通信サービス向上推進協議会広告表示自主基準ワーキンググループ主査の花岡様からご説明をよろしくお願いいたします。

**【電気通信サービス向上推進協議会(花岡)】** 電気通信サービス向上推進協議会で広告表示を担当しております、主査の花岡と申します。本日はよろしくお願い申し上げます。通信事業者の広告活動、これはますます活発化してきておりますが、一方でいろいろな課題が指摘されております。本日は、いろいろと指摘されている課題に対して、今後業界団体として、どういう対応、対処をしていくべきなのか、何を検討していくべきなのか、そういったことを中心にご報告させていただきます。業界団体としては新しい取組を3点、今検討しておりますので、そこを中心にご報告します。

まずお手元の資料ですけれども、表紙の次の2スライド目、本日のご説明事項は大きく4つ。1つ目が広告のチェック体制で、消費者モニターという新しい制度を検討しているということ。それから、従来からございますが、電気通信サービスの広告表示の自主基準ガイドライン、こちらの改定を今般も検討を進めてまいります。そして3点目が、今、1つ前にTCAから報告いただきました、店頭広告のチェックに関して、さらに外部オーディットをかけるということ。そして、これらのスケジュールについて、今日はご説明させて

いただきます。資料は8ページほどございますので少々多いということと、検討することが幾つか、歯切れが悪いのではないかとということを1つ前の消費者ワーキングで指摘も受けましたけれども、気持ちとしては前向きに取り組んでいくことを今日は皆様にご報告したいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

まず1点目ですけれども、3スライド目、広告チェック体制における消費者モニターの導入検討です。今どのようなチェックを業界団体としてやっているかですけれども、通信事業者のテレビ広告及び新聞広告、原則として全数を、業界団体としてお願いしている有識者の皆様方に審査いただいております、その結果を事業者にフィードバックするというサイクルを四半期ごとに回しています。3ページの中ほどに、広告表示検討部会（予備審査）と、もう一つ、広告表示アドバイザー委員会（本審査）がございますけれども、1つの広告に対して複眼で見ていただき、事業者にフィードバックするというチェック体制を回しています。

このチェック体制を強化していこうというのが今回の案でございます、続いて4スライド目です。消費者モニターの導入の検討内容ですが、チェックがたくさん入ってございますので、上から順にご説明します。

まず、現状、今ご説明したチェック体制に加えて、消費者団体などの推薦による消費者目線に近い立場の方々複数名で構成する消費者モニターの導入を検討しております。今のが2つ目のチェックです。

そして、消費者モニターの方々に求めるものとして3点目に書いてございますが、消費者の目線や消費者感覚で広告から受ける印象、分かりやすさ、分かりづらさなどをコメントしていただこうと考えています。コメントは広告表示検討部会や、それに続くアドバイザー委員会へ報告しまして、事業者の広告の検討・審査の参考とさせていただくことにしていこうと思っております。消費者モニターのチェックの対象とする広告ですが、やはり全数というのはどうございまして、まずは条件付き最安値表示や割安訴求、いわゆる料金訴求系の広告ですね。これらは消費者にとって広告としては最も刺さるものですが、一方で分かりにくさが指摘されている料金系のCMに関してチェックをお願いしていこうと考えています。

それから、4個目のチェックですが、消費者モニターの役割としては、景品表示法や広告の自主基準ガイドラインに沿って広告がつけられているかという観点ではなく、今申し上げたように純粋に消費者がどういうふうに広告に対して思いを抱いているのか、どうい

う所感を持っているのかというところのコメントを発していただくことを考えています。

それから、次の下から3個目のチェックですが、一方で、広告表示検討部会、アドバイザー委員会の有識者の皆様方には引き続き広告自主基準ガイドライン、それから各種法令等に照らした専門的な見地からの検討・審査を行っていただきます。付言いたしますけれども、今も有識者の皆様方には、「必ずしもルールに違反しているわけではないけれども、分かりにくいというところが少し気になりますね」というコメントや所感、附帯意見を出していただいていることもありまして、そこは従前どおり継続いただくことと考えています。

下から2つ目のチェックですが、消費者モニターからのコメントは、先々には業界の自主基準ガイドラインの改定への示唆としての活用も検討していこうと考えております。すなわち、消費者モニターからの声は消費者の声でございまして、消費者がどういうふう to 広告を見ているのか、それはルールやガイドラインを見直していく大きなきっかけ、あるいは参考の意見になろうかと考えています。

最後のチェックですが、消費者モニターから出てきたコメントを事業者にどのようにフィードバックするかということは別途検討いたします。というのは、初めての試みなので、どのようにコメントを整理していくのか、どういったコメントが出てくるのか、そういったことも含めながら、しばらくは試行期間になろうかと思っておりますけれども、こういった事業者へのフィードバックはどうしていくのかについて検討を進めてまいります。

次の5スライド目が今申し上げた強化案のスライドになっています。「新設」と左側に書いてございますけれども、広告表示特別検討部会（仮称）、これが消費者モニターです。こちらを新しく立ち上げることについて今検討を進めております。

以上で1点目、消費者モニターの関係に関しては説明を一区切りつけさせていただきます。

次、6スライド目に移ります。2つ目、電気通信サービスの広告表示自主基準及びガイドラインの改定の検討です。業界としていろいろな自主規制を設けていらっしゃることはたくさんあると思っております、通信事業も同じように自主的な規制を設けております。もう既に最初の発刊から15年ほど経っております、今12回の改定を繰り返しておりますけれども、今回もしこれが改定されることになると、13回目の改定ということになるのではないかと思います。

今課題になっていることは何かということをお①②③に書きました。まず①からですけれ

ども、店頭における広告表示の課題。いわゆるキャリアショップ等での条件付き最安値表示やキャッシュバック、こちらの店頭広告における注釈が不十分なのではないか、あるいはショップのスタッフに聞いてくださいとだけ書いてあるポスターなどもあるといったご指摘。2つ目のチェック、消費者庁からも昨年11月に「携帯電話等の移動系通信端末販売に関する店頭広告表示についての景品表示法上の考え方等の公表について」という、店頭の広告に注釈をきちんと書かないと消費者に誤認を与えますよという注意喚起の文書が出ております。これが1点目、課題と認識しております。

それから2点目、条件付き最安値表示、これはテレビ広告だけではありませんが、この課題がございます。1個目のチェックです。料金の安さが殊更強調されていて、実はそのプランに加入するにはいろいろな制約条件がある、こういった分かりづらい広告が散見されるというご指摘をいただいております。例えば注釈量が非常に多い。あるいは注釈が書いてあるけれども小さい。それから、注釈がレイアウトや配色、背景などの状況で読みづらくなっている。あるいは表示されている料金以外に別途ほかの料金が発生するケースもあるのにもかかわらず記載がない、またはその記載が分かりづらいというご指摘がございます。2点目、テレビ広告だけではなく、ウェブ動画広告も最近是非常に活発ですけれども、これらで音声及び文字で安さの優位性が強調されている際に、制約条件などの打ち消しが文字のみで表示されていて分かりにくいということです。もう少しみ砕いて言うと、ナレーションやタレントさんの言葉により強い表現で安さが訴求されているとか利便性が訴求されているけれども、それには例外条件があったり制約条件があったりする、そういうことが文字だけで記載されていたり、記載されていることはまだしも、非常に小さくて読みにくい。あるいは、音声で強調されている場面ではない場面に打ち消し表示が入っていると、強調表示と打ち消し表示が消費者の中でうまく結びつかない、こういう課題があるのではないかというご指摘で、これらは消費者庁が出している「広告表示に接する消費者の視線に関する実態調査報告書」あるいは「打ち消し表示に関する実態調査報告書」などにも詳しく記載されておまして、これは昨年、一昨年に発刊されている文書でございます。こういったものも大いに取り込んでいこうかと考えております。

3点目、ウェブサイトやウェブ広告の課題がございます。ホームページなどで注釈にたどり着くまで画面をスクロールしなければいけない。これはパソコンとスマホの両方ですけれども、スクロールを要して強調表示から注釈が離れてしまっていたり、重要な注釈がアコーディオンパネルという、クリックするとぱっと開くという表示があるのですけれど

も、この中にあって気づきにくい。あるいはバナー広告の中に強調表示があつて、注釈はそこでは省略されていて、リンク先に注釈が書いてあるというケースもあるのですが、そのリンク先での注釈が認識されづらいと、これらの注釈が見落とされることがある、こういったことも指摘がございます。いずれも消費者庁からの文書にも記載がございます。

これらの各点に対して自主基準ガイドライン、今現在12版ですけれども、こちらの改定について、まずは改定の必要があるかないかということのをワーキンググループで検討を進めていきますけれども、改定の必要があるという結論になりました場合は作業を進めてまいります。

そして、ここには記載がございませんが、もう一点、MVNOが通信速度の計測のルールを検討して、ほぼ固まりつつある状況であるようでございますので、こちらも決まりましたら自主基準ガイドラインに反映していくような手続をとろうと考えています。

ガイドラインの改定については以上で説明を一区切りつけさせていただきます。

次にスライド7、3点目、事業者による広告チェックのオーディット。この①と②はTCAから報告が既にごございましたので、細かいことは省きます。去年の12月に事業者が一斉に店頭表示の適正化を進めていかれました。その体制を今維持していくということで各社ご努力されていらっしゃると思います。その事後のチェックと言われているものについて、業界団体としても定期的に、事後のチェックが適切に実施されているのか、チェックの内容は適切なのかということについて報告を受け、外部からオーディットをかけていくという仕組みを新たにつくる方向です。報告内容の詳細は現在、事業者と検討を進めているところですので、今後追ってということにはなりません。

そして、最後、※印のところでございますが、事業者の店頭事後チェックの結果、店頭表示への懸念が再び発生、すなわち、元の状態とは言いませんけれども、事業者の努力にもかかわらず、万一、店頭で分かりづらい表示、それから事業者さんとしてオーケーを出していない掲示物、こういったものが散見されるような事態が続くような場合は、業界団体としても事業者さんの自主的な事後チェックとは別なチェック方法を導入することも検討いたします。

そして、最後の8スライド目ですが、今申し上げてきた3つの大きい柱に関するスケジュールの予定を示しています。まず1点目の消費者モニターに関するところですが、4月からおおむね7月くらいまでを準備期間といたしまして、8月からスタートしていこうと考えています。それから、2点目の自主基準ガイドラインの改定の検討につきましては、



4、5、6月に改定の要否の検討をいたします。改定を要するという事になった場合は、7月から9月にかけて改定案の策定、そして10月には通信4団体への確認を入れ、修正が必要であれば修正、そして12月にかけてパブコメに付します。そして、12月の後半ぐらいに報道発表ができるように改定は進めていくスケジュールを立てております。3点目、広告表示の外部オーディットですけれども、上期中は事業者様での準備期間と伺っておりますので、本件に関しては10月、下期の運用開始を今視野に入れております。以上、大きく3つの新しい取組を業界団体としては検討を進めているところでございます。

以上で報告を終わります。

**【新美座長】** どうもご説明ありがとうございました。

それでは、質疑応答に移りたいと存じます。ただいま水谷様、それから花岡様からそれぞれの団体の広告表示の適正化に向けた前向きな取組状況のご説明がございました。それにつきましてご質問あるいはコメントがございましたら、どうぞご発言いただきたいと存じます。よろしく申し上げます。では、長田さん、よろしく申し上げます。

**【長田構成員】** 先ほど開かれた消費者ワーキングでも申し上げましたけれども、今のご発表、キャリアショップが対象になっていますが、消費者の側から見れば、キャリアショップ以外、併売店であれ、量販店であれ、代理店であることには違いませんので、幅広く全ての代理店においてこういうルールが守られるようにぜひ努力していただければと思いますので、よろしく申し上げます。

**【新美座長】** この2つの団体の問題として、代理店だけではなくて併売店、量販店にもこの取組を一緒にやってもらいたいという要望だと思っておりますので、この辺はまた後ほどご議論したいと思っております。

ほかにご議論、ご意見ございましたらよろしく申し上げます。よろしいでしょうか。

一言私も申し上げておきますと、これは契約の問題で重要な点なので一言申し上げますと、最終的に消費者あるいはユーザーが契約するというときには、今の考え方だとインフォームドチョイスができなければいけないということなのですが、広告表示は契約締結時のインフォームドチョイスに必要な説明義務とは違っております。しかしながら、広告表示でなされた情報提供が十分であれば、説明義務の中身はそれだけ簡素化できる。逆に、広告表示の中で言っていることがかなり偏っている、例えば、先ほどありましたように、安い値段を提示しておいて、条件等が説明していない、表示されていないということになると、説明義務の中でその旨をよほど丁寧に情報提供しないとインフォームドチョイスが

あったとは言えないということになります。そのため、広告表示の適正化というのは、誤認させたとか、それから誤導したということだけではなくて、説明義務をにらんで、どこまでの確な情報提供をするのかということも視野に入れていただくといいのかなと思います。そうしないと店頭での説明義務がものすごく重くなりますので、その辺はぜひ視野に入れておいていただきたいと思います。これはコメントでございます。

ほかにご意見、ご質問ございませんでしょうか。

それでは、この点については前向きな取組をしていただいておりますけれども、なお一層の取組をよろしくということだと思えます。

それでは、続きまして、リユースモバイル関連ガイドライン検討会からご発表をお願いしたいと思います。昨年12月26日に開催いたしました会合におきまして、中古端末の関係事業者による自主的なガイドラインの策定について、その検討状況のご説明をいただいたところでございますが、その後、検討が進みまして、3月8日、つい最近でございますが、そのガイドラインの初版が公表されたということでございます。本日はその内容についてご説明いただきたいと思います。

それでは、リユースモバイル関連ガイドライン検討会の座長の栗津様、よろしくお願いいたします。

**【リユースモバイル関連ガイドライン検討会(栗津)】** 発表する機会をいただきまして、誠にありがとうございます。本検討会座長の栗津でございます。私から、3月8日に公表いたしましたリユースモバイルガイドラインを資料3-1にてご説明いたします。こちらの資料になります。

右下1ページ、本日は検討会の概要、市場動向をお伝えした後、リユースモバイルガイドラインの詳細説明と今後の方向性についてお話しいたします。

2ページをお願いいたします。2018年4月に総務省より公表された報告書の提言を受けまして、RMJとMRR内の有志企業が昨年7月にリユースモバイル関連ガイドライン検討会を立ち上げました。

3ページをお願いいたします。本検討会にはRMJ 7社、MRR 5社、オブザーバといたしまして総務省様、MM総研様にご参加いただいております。

6ページをお願いいたします。6ページ、左上グラフをご覧ください。国内のリユースモバイル市場規模は右肩上がり伸びていきまして、非常に成長性があるマーケットとなっております。

7ページをお願いいたします。7ページ、消費者動向に移ります。上側の円グラフをご覧ください。総務省2017年度年次レポートによりますと、約20%の人がリユースモバイルを利用したいとの意向を示しております。下側の円グラフをご覧ください。利用済み端末の処分先はキャリアでの回収が約30%、60%の方が自ら廃棄・保管となりまして、国内に埋蔵携帯として眠っております。国内流通はたった6%にとどまっているのが現状でございます。

8ページをお願いいたします。端末を下取り、売却したくない最大の理由としましては、セキュリティが心配ということでした。業界の買取量を増やすには、利用者情報の消去のやり方、安全性を消費者にしっかりとアピールする必要があると考えております。

9ページをお願いいたします。上側、棒グラフをご覧ください。リユースモバイルを利用したい理由について約9割の消費者の方は、安く買えるからと回答しています。一方で、下側の棒グラフです。リユースモバイルを利用しない理由といたしましては、バッテリー、動作の不安、衛生面での懸念など、外装や内部の品質でございました。これらの消費者不安を払拭することがリユースモバイル市場の拡大の糸口になると確信しております。

10ページをお願いいたします。これまでRMJや各事業者にて本ページのようなさまざまな努力を行ってまいりましたが、完全に消費者の不安を払拭するまでに至っていないのが現状でございます。

11ページをお願いいたします。先ほどお話しした消費者の不安払拭に加えまして、先ほどお話しに上がりました分離プランによりまして、その結果、リユースモバイルの存在価値が高まるというところを鑑みまして、消費者が安心・安全にリユースモバイル端末をご利用いただくためには、業界としまして標準的な基準を作成し、広く周知することが必要と考えまして、リユースモバイルガイドライン策定を行いました。

12ページをお願いいたします。ガイドラインはデータ消去事業や検証を行っている事業者とのディスカッション、オブザーバとして参加いただいている総務省様からのご助言や、海外市場調査の結果の検証、また消費者関連団体の皆様からのご意見等を基にいたしまして推敲を重ね、ガイドライン初版を公表いたしました。主要ポイントは3つございます。リユースモバイルの格付基準、端末内の利用者情報の処理方法、法令遵守でございます。

13ページをお願いいたします。本ガイドラインの3つの主要ポイントを、買取、検査・格付、販売のそれぞれのブロックに分けまして、法令遵守が必要な必須事項、ガイドライ

ンを求められる要求事項、対応が望ましい推奨事項の3つに分けて整理しております。

14ページをお願いいたします。14ページ、買取と検査・格付のブロックをさらに3つに分けて、安心安全評価、外装評価、機能評価に分けました。それぞれの項目に対してOKかNGかで評価を行いまして、OKの場合、右側のステップに移ります。NGの場合はNGの矢印の方に向かうというフローで定めております。これからステップごとにご説明いたします。

15ページをお願いいたします。15ページ、安心安全評価の詳細説明でございます。関連法令に基づいた技術適合マークの表示確認や各種ロックの有無、また重要な利用者情報の残存、ネットワーク利用制限など、OKかNGかで評価いたします。NGの場合は利用者情報を消去できるかどうかで判断いたしまして、消去できなければ廃棄もしくは再資源化を行いまして、利用者情報が残ったままでは流通させない。消去できる場合に関しましては、消去した上でNG内容を表示し、販売可能としております。また、アクティベーションロックなど買取依頼者でしかできない措置に関しましては、買取時にしっかりと買取依頼者に説明いたしまして対応依頼を行うという処理を行うようにしております。

16ページをお願いいたします。16ページ、利用者情報消去でございます。現状、データ消去の処理方法は2つございまして、端末メーカーが用意している機能で、端末の中身を工場出荷時に戻す初期化というやり方と、あとは事業者用ソフトウェアを利用した上書き消去の2つがございます。それを踏まえた上で、本ガイドラインでは消費者がよりデータ消去に関しまして安心感を持っていただくために、買取と検査時に合計2回初期化を行った後、検査時により強固な消去方法でございます上書き消去を行う。上書き消去ができない機種に関しましては、買取時に買取依頼者にしっかりとお伝えする、明示するというを行いまして。その後、検査時に、消去を行った者以外、第三者がログ等で確認できるか、消去されているかを確認する。ヒューマンエラー等がございますので、第三者が確認と規定いたしてしております。また、非接触型ICカード情報、いわゆるFelica情報に関しましては、メーカーが準備している初期化の機能や上書き消去では残念ながら消去できないのが現状でございます。その旨を買取時に買取依頼者にしっかりとお伝えした上で、Felica機能の移行、またFelicaの契約解除等、買取依頼者に注意喚起を行うことが求められると規定してしております。

17ページをお願いいたします。17ページ、外装評価になります。外装評価は左モデル図のように、全ての面区分につきまして傷や破損がないかを確認いたします。その結果、

S、A、B、C、J、Sは未使用品、Aは目立つ傷がなく非常にきれいな状態、Bは細かな傷、薄いかすり傷があり、使用感がある状態、Cは目立つ傷やすり傷等があり、明らかな使用感がある状態、Jはジャンク、目に見えてダメージがあり、激しい損傷または破損している状態の5段階で評価いたします。評価結果は販売時に消費者の方に表示いたします。

18ページをお願いいたします。18ページは機能評価になります。基本機能です。電源がつくかどうか、充電できるか、また各種ボタンが使えるかどうか、スピーカー、バイブレーション、カメラ、Wi-Fiなどを実際に操作いたしまして、それぞれOKかNGかで評価いたします。評価結果に関しましては、外装評価と同じように販売時に表示いたします。

19ページをお願いいたします。19ページ、販売時の表示に関しましては、外装ランクや機能評価の結果、また保証期間等も定めましたので、保証期間等も明示するように規定しております。

20ページをお願いいたします。本ガイドライン（初版）の適用範囲に関しましては、下側の青色破線のリユースモバイル端末事業者を想定しております。

21ページをお願いいたします。21ページ、今後の検討の方向性についてお話しいたします。3月8日にガイドライン公表後、現在、B2C領域での格付基準を公表しているのですが、B2C・B2B領域の定量的格付基準の相関を整理いたしまして、本年9月末までに統一格付基準を策定いたします。それとともに、ガイドラインの実効性を担保するという意味で、認定事業者制度の確立も行っていく所存でございます。また、消費者の安心・安全に向けた取り組みといたしまして、消費者からの相談窓口の開設も計画しております。10月初旬ごろにはガイドライン初版をアップデートいたしまして、ガイドラインを正式に発効する予定でございます。

22ページをお願いいたします。22ページ、リユースモバイル市場の形成と発展に向けたロードマップの説明ページになります。前ページに加えまして、市場課題への対応といたしまして、整備済み製品に関する表示方法の定義、また統一化に向けた取組、そしてネットワーク利用制限に関するリユースモバイル市場視点の課題提起と課題を含めまして、4月以降も消費者の方や行政及び事業者の意見を取り入れながら引き続き議論していこうと思っております。

23ページをお願いいたします。最後のページになりますが、本ガイドラインの策定目

的は、消費者・関連事業者が安心・安全にリユースモバイル端末を取引できる市場の形成、発展でございます。消費者が安全に安心してリユースモバイル端末を利用できる世の中を目指しまして、私どもとしましては、消費者や関連事業者に対してしっかりと本ガイドラインの認知及び内容の啓蒙活動をしてまいります。

以上をもちまして私のプレゼンテーションを終わらせていただきます。ありがとうございました。

【新美座長】 栗津様、どうもありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明につきまして、ご質問あるいはご意見ございましたら、よろしくご発言をお願いいたします。いかがでしょうか。それでは、よろしく申し上げます。

【西村（真）構成員】 ご説明ありがとうございます。格付の中でSからJというくくりがあるということでしたが、Jはジャンク品ということですが、修理事業者さんへの販売はともかく、一般消費者にジャンク品が販売されるという前提は少しどうかというような印象を受けました。

あともう一点は、やはりデータの消去が完全にできているということが安心して売りに行ける条件だと思うので、そのあたりのことをしっかり、特にF e l i C aのあたりのことは強調してPRしていただきたいなと思っています。

あと、資料5-1の参考資料67ページ目のところで、使用しなくなった携帯電話端末内のデータ消去（キャリアショップの対応）ということで、キャリアの皆さん方がどのように対応しているかという表を総務省でお調べいただいたものがあります。ほぼほぼ各社似たような対応にはなっています。横並びがいいというわけではないのですが、ほかのキャリアさんがどのような対応をしているかというのをそれぞれ参考にしていただいて、一番望ましい対応というのをご検討いただければ消費者として大変助かります。よろしく申し上げます。

【新美座長】 ありがとうございます。要望2点と、最初のJランクについて消費者に販売するのかということでご疑問を出されましたので、その点についてご説明をお願いします。

【リユースモバイル関連ガイドライン検討会（栗津）】 西村先生、ありがとうございました。そちらに関しましては資料3-1の14ページをごらんいただければと思います。外装評価の真ん中の部分です。Jで破損した場合に関しましては、商品の状態を問わず、少しでも安い端末をとという消費者のニーズが一定層ございますので、その場合にはしっか

りとデータを消去した上で、NG項目も表示した上で販売するという事は選択肢として残しております。西村先生がご指摘いただいた修理の部分に関しましては、NGから右下の方に延びてくるところで、修理して、修理・整備済み販売というところも選択肢としては考えられるので、線をつけております。

【新美座長】 西村さん、よろしいでしょうか。

【西村（真）構成員】 はい。

【新美座長】 この表について、Jの場合には機能評価はどうなっているのでしょうか。やはり機能評価はするということなのか、矢印の方向がどうなのか、よく理解できませんでしたので、ちょっとご説明をお願いします。

【リユースモバイル関連ガイドライン検討会（栗津）】 矢印が誤解を招く表記で、大変申し訳ございませんでした。こちらはジャンク品なのですが、基本的には機能評価を通った上で販売するものになります。

【新美座長】 分かりました。

【リユースモバイル関連ガイドライン検討会（栗津）】 失礼いたしました。

【新美座長】 外装がJというだけです。

【リユースモバイル関連ガイドライン検討会（栗津）】 はい。そうです。

【新美座長】 分かりました。ありがとうございます。

ほかにご質問、ご意見ございましたら、よろしく。では、長田さん。

【長田構成員】 前回ご説明いただいてから随分丁寧に検討していただいたと思います。先ほど西村さんからご指摘がありましたけれども、我々が中古の端末を下取りに出す場合として、販売代理店において、新しい端末と買い換えるときというタイミングがあると思います。今日はTCAの方がいらっしゃいますけれども、ぜひそれぞれのショップで丁寧に説明しながら、消去なども自分の手でできるということが一番いいと思いますので、その対応をキャリアの皆さんにお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

【新美座長】 ありがとうございます。安全性というのが消費者にとっては一番の関心事だというご意見ですので、ぜひその取組をもっと充実させていただきたいということだと思いますので、よろしくをお願いします。

ほかにごございますでしょうか。それでは、大谷さんからお願いします。

【大谷構成員】 丁寧に検討していただいたことが伝わってくるプレゼンテーションをいただいたと思っております。今後の計画としては、認定基準なども定めた上で認定事業

者をできるだけ広めていくというような日程でいっしょということなのですが、認定基準などを定めていく上でぜひその基準の中に取り入れていただきたい項目、幾つもありますけれども、代表的なものを少し挙げさせていただきたいと思います。実際にこのリユースモバイルの端末を取り扱うのはそれぞれの事業者の従業員の方です。非常に関心を集めたガイドラインでしたので、報道も多くされておりまして、実際に消去の作業などに当たっている従業員の方も撮影されており、丁寧に作業されているということも十分に伝わってくる内容でした。そういった事業者の方のトレーニング、教育のあり方ですとか、それから、もし万が一のことがないようにするための事業者との契約のあり方ですとか、いわゆる事業者の監督みたいなものについても一定のルールを定めていただきまして、定期的な研修がなされているかというようなことなども認定基準の中にぜひ取り入れていただければと思っております。

あとは、消費者の声をどれだけ取り入れているかという、例えば苦情処理のあり方などについても一定のレベルを設けることが必要だと思いますし、また、1つの事業者だけではなく、複数の事業者共通の何か窓口もつくられるということでもありますので、その活用ですとか周知のあり方などについてもぜひ認定基準に取り入れていただければと思っております。

先ほども西村構成員からもコメントがあったところですが、やはりF e l i C aなどの電子マネーなどのあり方を見てまいりますと、例えば一昨年に東京高等裁判所で電子マネーの発行事業者において説明義務というものが十分ではなかったということで一定の責任が科せられたという事例もあります。こういったモバイル端末にかかわるさまざまな事業者がそれぞれの場面で適切な周知、説明を行っていくということはやはりこれだけ複雑化した社会の中では必須だと思っておりますので、そのあたりをぜひ、具体的にどういふ言葉で伝えていくのかといったサンプルなどもやがて提供していただけるように今後の活動の充実を願っております。

感想とお願いみたいな感じですが、以上でございます。

**【新美座長】** ありがとうございます。今後ますます安心のリユースモバイルが普及していくことについての要望とコメントだと思います。大事な点だと思いますので、ぜひよろしくをお願いします。

それでは、北さん、よろしくをお願いします。

**【北構成員】** ご説明ありがとうございます。相当精力的にご検討された結果がにじみ



出ておまして、まずは初版ということで、これをどんどん推進していただきたいと思いつつ、ご検討の中で出てきているはずの課題として、バッテリーの持ちが悪いからということがリユースモバイルを持ちたくない理由の筆頭に挙げられております。機能の評価の中に、電池が膨張している、充電残量の減りが極端に速いという、イチ・ゼロ的なものは入っているのですが、この間に、少しへたっていて、すぐになくなってしまおうといった、電池のへたり具合というものがあります。日本人はスマホにカバーを付けてきれいに使う人が多いので、外装が新品同様であっても、使い込んでいるということがあります。そのため、Sだから、Aだからということで買ってみたら、電池が全然持たないということが出てくるのではないかと思いますので、バッテリー寿命の評価は次の検討課題かなと思います。

それから、iPhoneの場合はいまだ5sでもOSのアップデートに対応していますが、Androidは機種によってはすぐにアップデートに対応しなくなるということがありまして、自分が買った端末が既にアップデートの対象外になっているとか、早々にアップデートの対象から外れそうだとか、こういった情報は他にも挙げたら切りがないとは思いますが、しっかり伝えたい。せっかく買ったお客様が「あれ？」と思ってしまうように、この点についてはぜひまた今後検討を深めていただきたいと思います。

**【新美座長】** よろしいでしょうか。ありがとうございます。今の北さんのコメントは大事だと思います。リユースモバイルは、消費者にしてみると、部品やパーツがちゃんと補充できるのか、その中で一番大事なのはバッテリーですよね。バッテリーが自分で替えられる機種もあれば、替えられない機種もあるし、そもそも端末と一体化しているようなものもあるやに聞いておりますので、その辺どうするのかということは一つの課題だと思いますので、ぜひご検討いただきたいと思います。

ほかにご意見、ご質問ありましたら、よろしく願います。よろしいでしょうか。では、関口さん、願います。

**【関口構成員】** 7ページを拝見しますと、国内リユース市場は6.6%しか流通していないというデータが示されています。この値そのものを増やす工夫を示す文言というのはこの中にございますでしょうか。というのは、資料5-1中間報告書案参考資料の67ページにある、各社のショップの対応のところ、下取りに加えてリサイクル品として再資源化するという区分がありますけれども、下取りの品物はかなり直近に販売されたもので、値がつかなくなってしまったものというのは、大体ほかのユーザーにとってみると、もう

どっちでもいいやということになるわけですね。ですから、その場で捨ててくださいと言って再資源化に回すか、自らが記念品として持っておくか、どちらかとなるわけで、その意味では、この6.6%の市場流通量をもう少し広げていくためには、再資源化になってしまうような品物をどうやって市場に回していくかという工夫、取組も必要だと思うのですが、この点についてのご検討はされたのかどうかについて教えてください。

【新美座長】 よろしく申し上げます。

【リユースモバイル関連ガイドライン検討会（栗津）】 関口先生、ありがとうございます。関口先生がおっしゃるとおり、私どももこの6.6%をいかに増やすかというところで知恵を絞っているところになりますが、基本的には廃棄・保管しているユーザーが61.8%いらっしゃるので、この方から携帯を買取りできるように、しっかりとこの層に対して、買取りしていますよというところと、あとデータ消去していますよというところを周知して訴求していければなどは考えております。

【関口構成員】 ありがとうございます。

【新美座長】 ほかにご質問、ご意見ございませんでしょうか。

なければ、それではリユースモバイルのガイドラインにつきましては以上としたいと思います。ありがとうございます。

それでは、続きまして、本研究会におきまして1月に取りまとめましたモバイルサービス等の適正化に向けた緊急提言を踏まえまして、電気通信事業法の一部を改正する法律案が3月5日に通常国会に提出されました。これは先ほど佐藤副大臣がご案内されたとおりでございます。その内容につきまして事務局からご説明をいただきたいと存じます。それでは、よろしく申し上げます。

【廣瀬事業政策課室長】 事務局でございます。資料4に沿いまして、緊急提言の内容を踏まえまして先週5日に提出いたしました電気通信事業法の改正案をご説明いたします。緊急提言との関わりを中心にご説明いたします。

1枚めくっていただきまして、1ページ目でございます。電気通信事業法の一部を改正する法律案についてということで、今回の改正は大きく3つの項目から構成されております。左側から、下の箱ですけれども、モバイル市場の競争の促進、真ん中の販売代理店への届出制度の導入、一番右側の事業者・販売代理店の勧誘の適正化となっております。順次、項目ごとにご説明いたします。

1枚めくっていただきまして、2ページ目でございます。改正内容（1）モバイル市場

の競争の促進についてご説明いたします。緊急提言におきましては、シンプルで分かりやすい携帯電話に係る料金プランの実現としまして、通信料金と端末代金の完全分離、それから行き過ぎた期間拘束の禁止についてご提言をいただいております。本項目はこれに対応した改正内容となっております。具体的な改正内容は、このシートの右側にあります改正法による措置のとおりとなっております。競争を行う際の基本的なルールとしまして、携帯電話事業者、それから販売代理店に対して、その下にあります①②の措置を講ずると。具体的には、①として、通信料金と端末代金の完全分離を実現するために、端末の購入等を条件とする通信料金の割引等の利用の提供を約することを禁止すること、これが1つ目でございます。2つ目が、行き過ぎた囲い込みを禁止するために、契約の解除を不当に妨げる提供条件を約することを禁止する。この①②の条文を追加してございます。これによりまして通信料金単体での比較が容易となりまして、併せて利用者による自由な事業者乗換えが促進される、結果として競争の促進が図られると考えております。なお、これらの禁止規定に違反した場合には業務改善命令の対象とするということで担保を図ろうとしております。

1枚めくっていただきまして、3ページ目です。改正内容(2)、販売代理店への届け出制度の導入でございます。これ、緊急提言におきましては、販売代理店の業務の適正化の確保としまして、販売代理店が利用者にとって最も身近な窓口である、そのため、その業務が適切に行われることが必要不可欠であるということを踏まえまして、販売代理店の存在を事業者経由で総務省が間接的に把握するのではなく、直接的に把握して必要最小限の制度を導入することが適当であるというご提言をいただいております。本項目はこれに対応するものとなっております。先ほどのシートと同じように具体的な改正内容は右側のとおりでございます。販売代理店に対して、その業務の開始に当たり、右側の下の箱です。届け出事項①から④と書いておりますけれども、こうした事項を届け出ってもらうことによって、総務省において販売代理店を迅速かつ網羅的に把握するということを実現するものがございます。それによる効果としては、右側の一番下にありますように、法律の適切な履行を確実にするという効果が期待できると考えております。資料に記載はございませんけれども、届出義務に違反した場合には罰則の対象となるという法律の構造となっております。

1枚めくっていただきまして、最後の4ページ目でございます。改正内容(3)で、事業者・販売代理店の勧誘の適正化についてご説明いたします。緊急提言におきましては、

先ほどと同じように販売代理店の業務の適正化の確保の項目の中で、勧誘行為において社名や勧誘目的であることを明示しないなど、利用者に誤解を与えるような勧誘行為を禁止し、違反した場合には業務改善命令を行い得ることとするというご提言をいただいております。具体的な措置内容はまたシートの右側のとおりでございます。具体的には、右側の箱の中にありますように、電気通信事業者または販売代理店に対して、通信サービスの勧誘に先立って、自己の氏名もしくは名称、それから勧誘である旨を告げずに勧誘する行為を禁止するという条文を追加しております。これについても違反した場合には業務改善命令の対象とすることにしております。

改正の内容は以上となっております。ここに記載はございませんけれども、最後に、この法律は公布された日から6カ月以内に施行するということを規定してございます。

説明は以上でございます。

**【新美座長】** ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご質問あるいはご意見ございましたら、どうぞよろしくお願いいたします。では、佐藤先生、お願いします。

**【佐藤構成員】** 確認事項になります。報告書では、競争を促進するためにいろいろ法律改正をしながら、違反した場合には業務改善命令を出しますという処置になっています。違反した場合ということですが、違反の確認はどのように効率的に実行されますか。どういう形で違反を確認するということが効率的・効果的な実効を担保できるのかという質問です。

**【新美座長】** よろしく申し上げます。

**【廣瀬事業政策課室長】** ありがとうございます。まず、この禁止行為の記述について対象となるのが電気通信事業者と販売代理店になります。これまでのガイドラインでも一定程度の禁止をしていたわけですが、その運用としては、電気通信事業者の状況を定期的に確認するとともに、一般から「こういう事例がある」というようなお話があれば、その事実関係を確認して、違反があったかどうかの事実確認を行うということを考えております。

**【新美座長】** よろしいでしょうか。

あと、ほかにご質問、ご意見ございましたら、お願いします。よろしいでしょうか。

それでは、改正法案のご説明につきましては以上にしたいと思います。どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、中間報告書案について事務局から説明をいただきたいと思えます。本研究会は昨年の10月から、これまで9回にわたりまして、利用者料金その他の提供条件に関する事項、事業者間の競争条件に関する事項について議論を積み重ねてまいりました。前回の会合におきましては中間報告書骨子案についてご議論いただいたところでございます。そのご議論あるいは各構成員からの個別のご意見を踏まえまして中間報告書案を事務局に整理していただきました。

それでは、事務局からどうぞ説明をよろしく願いいたします。

【大塚料金サービス課企画官】 ありがとうございます。お手元、資料5-1に基づきましてご紹介させていただきます。

1枚お開きいただきまして、目次というページがございます。こちらの中間報告書案でございますけれども、今回追加しました主たる事項に青いマーカーを付してございます。主な追加事項といたしましては、目次を見ていただきますと分かりますとおり、1章から3章、それから8章がございます。それから、4章から7章の内容につきましては、今座長からご案内いただきましたとおり、前回、骨子案という形でご議論いただいた内容を基にいたしまして、前回の会議でのご議論の内容、前回の会合後に動きがあったもの、それから、取組の内容といたしまして、さらに盛り込むべきというご意見を構成員から頂戴しましたもの、これらについて追加を行ったものでございます。以下、個別にご説明させていただきます。

1章をお願いいたします。1ページでございます。「はじめに」でございますけれども、冒頭、携帯電話は、さまざまな社会経済活動の基礎となり、それから国にとって不可欠なコミュニケーション手段となっており、利用者が多様なサービスを低廉な料金で利用できる環境整備がますます重要となっているということを説明してございます。次の段落ですが、MNO3社の提供する料金プランが横並びとなるような協調的な寡占の色彩が強い市場が形成されていることを説明してございます。その次に国際比較について述べてございまして、ほかの先進国と比較いたしまして利用者料金が総じて高いこと、それから、端末購入者に対して大幅な割引を行う慣行が広く見られることによって、利用者の正確な理解が妨げられる等の課題が存在することを記載してございます。これを受けまして、本研究会において、利用者料金その他の提供条件、それから事業者間の競争条件、この両面につきまして利用者の視点に立った検討を行ったことを次の段落に記載してございます。1ページから2ページにかけて、その検討に当たっての基本的な視点、これは初回の会合

でご確認いただいた内容でございますけれども、こちらを掲載してございます。2ページ、(3)の次の段落でございますけれども、検討の進め方といたしまして、主要な論点についてヒアリングを行ったこと、それらを受けまして、次の段落、2019年の1月17日にはICTサービス安心・安全研究会消費者保護ルールの検証に関するワーキンググループと合同で緊急提言を取りまとめ、公表したことについて記載してございます。その後の検討といたしまして、追加的なヒアリングを行って、議論を深め、モバイル市場における公正競争を促進する観点から取り組むべき事項について、緊急提言で提案した事項、それから今後取り組むべき事項を含めて、全体像をこの中間報告書として取りまとめたことを記載してございます。最後の段落でございますけれども、この中間報告書をもとに、関係各方面において必要な対応が迅速に行われることを期待する旨を記載してございます。

次に、3ページ、第2章をお願いいたします。これまでの政策の概要でございます。モバイル分野における政策を紹介してございまして、利用者料金その他の提供条件や事業者間の競争条件を適正化し、利用者の利益の保護を図りつつ、事業者間の公正な競争を促進することにより、多様で高度なサービスが低廉な料金で提供され、利用者の利益の保護が図られるよう、各種政策が実施されてきたことをご紹介してございます。この内容を次の段落から具体的にご紹介しておりまして、2つ目の段落では事業法の内容を紹介してございます。その後の段落、続く段落におきまして順に、提供条件の説明義務、それから端末購入補助の適正化、それから、次の事業者間の競争ということでは二種指定制度について説明がなされている、そういった内容になってございます。

引き続きまして、5ページ、第3章をお願いいたします。モバイルサービス等の適正化に向けた緊急提言をご紹介してございます。1ポツといたしまして、5ページから順に緊急提言の内容を掲載してございます。

これに引き続きまして、16ページをお願いいたします。緊急提言を受けた対応をご紹介するページというのを置いてございます。こちらの内容でございますけれども、下線部分を中心にご紹介させていただきます。今ほど事務局からご説明させていただきましたとおり、この緊急提言を踏まえた電気通信事業法の改正法案が3月に国会に提出されたことを書いてございまして、その内容を①から③まで記載してございます。事業法の改正案は、成立しました場合に、公布の日から6カ月以内に施行することとされてございまして、それまでに省令等で制度の詳細を定める必要があることを書いてございます。その上で、その制度の検討に際しては、市場に与える影響も見極めつつ、事業者が行うべき対応が明確

となり、実効性のある取組が行われるよう、関係者の意見も十分に聞いた上で、できる限り明確な基準が整備されることが望ましいことを書いてございます。

17ページの2つ目の段落でございますが、関係者においては、この緊急提言の趣旨、事業法改正で措置される内容等を踏まえて、改正法の施行を待つことなく、料金プランの抜本的な見直し等のモバイルサービス等の適正化に向けた取組を積極的に行うことが期待されるという内容を書いてございます。また、今回のこの改正法に基づきまして料金プランが非常に大きく変わることが想定されることを踏まえて、利用者に対する説明、それから情報の提供の充実を図ることが必要であることを書いてございます。また、販売代理店の役割につきまして、その果たす役割を含め、代理店のあり方について、携帯電話事業者、販売代理店等の関係者において十分な検討と意識の共有が行われることが望まれることを書いてございます。最後に、本研究会として、消費者ワーキンググループとともに、これらの取組について適時なフォローアップを行うこととすることを書いてございます。

その後、第4章以降につきましては、先ほど申し上げましたとおり、骨子から一部の内容を追加しているということでございますけれども、順に簡単にご紹介させていただきます。

4章が利用者料金に関する事項でございます。そのうちの1が利用者の理解促進でございますけれども、20ページ、青いマーカーを付した部分がございます。拘束期間全体に係る負担の総額の目安を提示するという提言でございますけれども、こちらについて、初期契約のみならず、契約更新時の際もこの議論が当てはまる旨を追記してございます。

次の項目、2ポツ、広告表示の適正化でございますけれども、追加事項としては23ページをお願いいたします。今ほど、この会議の冒頭でご紹介いただきましたとおり、携帯事業者の皆さん、それから電気通信サービス向上推進協議会の皆さんの取組を23ページに記載してございます。

それを受けまして、24ページにこの研究会として対応の方向性を書かせていただいております。追加の部分でございますが、24ページの青いブロックが2つございますけれども、上が事業者の対応に関するものでございまして、事業者の対応について、前述のとおり、自主的な取組を行う予定であるところ、その取組実施状況について注視していくことが適当であるということを記載してございます。次の青いブロックが協議会の活動に関するものでございます。協議会において、自主基準等の運用の強化について検討するこ

とが望ましいという記述がもともとあったところがございますけれども、店頭広告について、本研究会や消費者ワーキンググループでの議論、あるいは消費者庁の見解等を踏まえつつ検討を行うことが望ましいという内容を追記してございます。

引き続き、25ページでございますが、テレビCMにつきまして、条件付き最安値を強調したテレビCMの内容が表示全体として利用者にどのように伝わっているかという観点等を留意するという内容を追加してございます。それを踏まえて、ご紹介のあった自主的な取組について行う予定であるところ、この取組内容、実施状況について注視していくことが適当であるという内容を追加しているところでございます。

その次が3ポツ、中古端末の国内流通の促進でございます。こちらにつきましては27ページに、こちらも今ほどご紹介いただきましたリユースモバイルガイドラインの作成に関する事実関係を記載してございます。

その上で、29ページに、一番上には構成員から追加でいただいたご意見を追加いたしました上で、対応の方向性といたしまして、青い大きなブロックでございますけれども、このガイドラインの作成等の取り組みというのは望ましいものであるということを掲げました上で、この検討会に参加されている事業者においては、ガイドラインに沿った対応を可能な限り早期に開始することが望ましいということを記載してございます。また、この事業者によるガイドラインへの準拠状況等について継続的にフォローアップを行っていくことが望まれるという内容を記載してございます。

次に、利用者関係の最後の項目でございます。4ポツ、利用者料金等のモニタリングでございます。こちらについては32ページに青いブロックがございますが、このモニタリングに当たりましては、データを集めるということのみならず、その分析を落ちついてじっくり行うための場を設けることが重要であるというご意見を頂戴しました。こちらを追記してございます。

次に、34ページ以降、第5章でございますが、事業者間の競争条件に関する事項、6つ項目がございますが、これを記載してございます。

具体的に、1つ目の項目が接続料算定の適正性・透明性の向上でございますが、追加箇所は39ページございまして、青いブロックの箇所、接続料の精緻化の検討は重要。しかしながら、一種の制度、それから二種の制度でもということになると行政の事務負担が心配であり、行政リソースのシフトも考えなければならないのではないかというご指摘をいただきました。この内容を追記してございます。



次に、2つ目の項目、ネットワーク利用の同等性確保に向けた検証でございますけれども、こちらの追記事項は46ページでございます。消費者から見ますと、MNOのプランであってもMVNOと同等のものであれば競合関係にあると捉えられるのではないかとのご意見がございました。行政上の区切りというものではなくて、需要側がどう捉えるかということが重要ではないかというご指摘、これを追加してございます。

次に、49ページ、3ポツでございますが、音声卸料金の適正性の確保でございます。こちらに、事実関係が分かりますように49ページに図を1つ追加してございます。また、51ページに構成員からいただきましたご意見として、音声卸料金の高止まりというのは規制がないと競争阻害性が高まることの証左ではないかというご意見、それから、プライススクイズが事実であれば競争政策上問題であり、速やかに対処する必要があるというご意見、これらを追加してございます。

4つ目の項目、セルラーLPWAの提供でございますけれども、52ページに事実関係をまとめた図表を追加してございます。また、54ページでございますが、対応の方向性として、もともとセルラーLPWAが適正な料金で提供される必要があるというところまで記載してございましたけれども、具体的にセルラーLPWAの特性が十分発揮されるネットワーク開放が適正な条件のもとで早期に実現するよう確保する方策について、専門家による検討体制をつくり、集中的に議論を行うことが適当であるという記述を追加してございます。

次に、5ポツ、5つ目の項目、MNOによるネットワーク提供に係るインセンティブ付与でございます。こちら、57ページに、新しいネットワークをアンバンドルして新しい事業者が新しいサービスを提供できるようにすることは、この項目、インセンティブ付与にかかわらず重要なことであり、議論が必要であるというご意見を追加してございます。

最後に、58ページ以降の6つ目の項目、第二種指定電気通信設備制度の全国BWA事業者への適用でございますが、こちらにつきましては63ページにご意見を追加してございます。二種指定については長く検討してきたが、過剰規制にならないよう整理した今般の方法であれば指定は可能ではないかというご意見でございます。

最後に、8章を追加してございます。76ページをお願いいたします。冒頭、モバイル市場の環境というのは今後も急速に変化し続けるということを記載してございまして、その後、関係者には、緊急提言、それから本中間報告書に盛り込んだ事項について、必要な取組を早急に実施することが期待されるということを2段落で書いてございます。その

際には、先ほど第1章に記載してございます検討の基本的視点を十分に踏まえつつ検討を行うことが期待されるとしているところでございます。最後に、本研究会の今後の取組といたしまして、最後の段落でございますが、5Gの進展、それからeSIMの普及を見据えた将来的な課題等について検討を行うこと、それから、緊急提言や本中間報告書を受けた総務省あるいは携帯電話事業者等の取り組みについて消費者ワーキンググループとともにフォローアップを行うことことを記載しておるところでございます。

以上、中間報告書の案につきましてご説明させていただきました。ありがとうございます。

**【新美座長】** ご説明ありがとうございます。

それでは、討議に移りたいと存じます。まずは、先ほど1時半からあった消費者保護ルールの検証に関するワーキンググループにおきましては、そのワーキンググループの中間報告書案における広告表示の適正化について、北構成員、それから長田構成員のご意見を踏まえまして、一部修正するということになりました。本研究会の中間報告書案におきましても広告表示に関して消費者保護ルールのワーキンググループと同様の記載がございますので、我々の中間報告書案におきましても同様の修正を行う必要があるのではないかと考えております。この点について皆様方の意見を頂戴いたしたいと存じますので、まずは北構成員から広告表示に関するご意見をいただければと思います。続いて、長田構成員から補足のご意見があったら伺いたいと思います。

まずは北構成員、よろしくお願いします。

**【北構成員】** 先ほどのワーキングで私が申し上げたのは、先ほど長田さんがおっしゃったことなのですが、広告表示の対象として店頭広告とありますが、キャリアショップだけというような読み方もされかねない表現になっておりますので、そこにしっかりと量販店、併売店というものも含めて適正化を図っていくべきであるということを入れていただきたいという発言でございました。

**【新美座長】** ありがとうございます。

それでは、長田さん、何かありましたらよろしく。

**【長田構成員】** 補足ございません。

**【新美座長】** よろしいでしょうか。

それでは、今ありましたように、併売店、それから量販店についても広告の表示の適正化については同様の効果が及ぶようにしてほしいという要望がありましたが、これは前か

らそういうご意見がございましたので、この点につきまして、消費者保護ルールの検証に関するワーキンググループで採用されました修正のイメージにつきまして、事務局からご報告があればよろしくお願ひいたします。

【大塚料金サービス課企画官】 事務局でございます。先ほどの消費者ワーキンググループでのご議論を踏まえまして事務局として考えてございます修正のイメージでございますけれども、今のご指摘と申しますものは、第4章の2つ目の広告表示の適正化に関するものということをご認識してございます。具体的に記載の箇所といたしましては、24ページに(3)として対応の方向性がございましてけれども、こちらの中に、ご指摘いただいた併売店や量販店における広告表示の適正化に関し、さらなる自主的な取組を検討することが望ましいといった趣旨の内容を追加してはいかかかと考えてございます。ご検討いただければと存じます。お願ひいたします。

【新美座長】 はい、分かりました。ただいま追加修正の案が示されました。表現そのものはまだ文章を推敲することはあるといたしましても、併売店と量販店についてもこの広告表示適正化についての措置を講ずるような、あるいは及ぶような表現を入れたいということなのですが、皆様のご意見、いかがでしょうか。北さんと長田さんはこれを進めろということでご提案いただいておりますので、他のメンバーの方からご意見賜ればと思ひます。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【新美座長】 では、ご異論なく、その方向で修文しろということでございますので、最終的なパブコメにかけるときには、そのような表現を入れてパブコメにかけるとにしたいと思ひます。ありがとうございます。

それでは、今の北さんから、あるいは長田さんからの提案、まず冒頭にお願ひしましたが、それ以外にご意見あるいはご質問ございましたら、どうぞご発言よろしくお願ひします。では、長田さん、お願ひします。

【長田構成員】 27ページのリユースモバイルガイドラインについて、青くなっているところの一番下ですけれども、「利用者情報を消去できない端末については、消費者向けの中古端末としては販売しないこと」と書いてあるのですが、ガイドライン上は、消費者向けの中古端末としては販売しないことではなく、部品としてということなのではないかと思ひます。消費者向けでなければいいのかという誤解を受けると思ひますが、いかがでしょうか。

【新美座長】 その点いかがでしょうか。今のご質問は、中古端末として売ってはいけないという方がいいのではないかとということですね。消費者向けという修飾語は要らないという趣旨です。

【大塚料金サービス課企画官】 ありがとうございます。こちらにつきましてはガイドラインの内容を紹介させていただいてございまして、利用者情報を消去できない場合につきましては、廃棄または再資源化するか、記憶容量を含む基板を除いて、部品の利用として販売するということがガイドラインに記載されているということを認識してございます。もし誤りがあるようであれば栗津様からご修正いただければと思いますけれども、これを踏まえて記述してございます。

【新美座長】 長田さん、どうぞ。

【長田構成員】 ガイドラインを読めばそのように書いてあるのに、それが「消費者向けの中古端末としては販売しないこと」と、なぜイコールなのかがよく分かりません。とても誤解されると思います。事業者向け中古端末ならいいのかと思ってしまいますが。

【大塚料金サービス課企画官】 ありがとうございます。ガイドライン本体と、この記述の書きぶりに齟齬があるということは事実だと思いますのでもう一度ガイドラインの内容をリユースモバイル関連ガイドライン検討会に確認させていただきまして、事実関係が正しく反映されるような書きぶりを検討させていただきたいと思います。ありがとうございます。

【長田構成員】 お願いします。

【新美座長】 それは確認の上、修正が必要な場合は修正するということにしたいと思います。

あと、ほかにご意見ございますでしょうか。西村さん、どうぞ。

【西村（暢）構成員】 ご説明ありがとうございます。直近の中古端末の話で、本来であれば1つ、2つ前ぐらいのところ指摘すべきところだったかもしれません。申し訳ありません。中間報告書でも指摘されていますとおり、今回の中古端末に関するリユースモバイルガイドラインというのは、販売に至るまでの技術的、安心・安全という観点から作成していただいたということになるかと思います。それによって6.6%から市場をより大きくしていこうということがよく分かりました。これは今後の留意点ということで、この中間報告に記載する、あるいは何かガイドラインを新しくするといったコメントではございませんことを最初に申し上げたいと思います。どういうことかと申しますと、今後こ

のリユースモバイルというものが市場として成熟していこうと、大きくなっていこうとして、これを公正な競争という観点から考えますと、新品との競争だけでなく、中古端末の間の競争というのも今後入ってくるかなと思っております。そういたしますと、このリユースモバイルに加盟あるいは入っておられる業者の中で買取価格あるいは販売価格というものがどのような動きをしているか、例えば同程度の端末についてみんな同じ価格をつけてしまったら競争にならない。まだまだ日本の国内流通は未成熟ということで、ここでは指摘する必要はないかとは思いますが、そういったことも今後の留意点であるということだけ申し上げさせていただければと思います。

以上でございます。

**【新美座長】** ありがとうございます。中古端末相互の競争というのも考えておくべきだということですが、今、マーケットが立ち上がって、成熟がまだまだだということだと、次第にということになるかと思いますが、その辺ぜひご留意いただきたいという注文だと思います。ほかにご意見、ご質問ございましたら、よろしく願います。よろしいでしょうか。

それでは、どうもありがとうございました。それでは、先ほどの追加修文を入れて、それから中古端末についての事実確認をした上での修文の可能性ということを前提に、それを訂正、修文した上で、この中間報告書案につきましては、今後パブリックコメントを行って、そこで提出された意見を踏まえまして、最終的に取りまとめることにしたいと思えます。

本日いただいた意見を踏まえまして、先ほどの、今申し上げた2点の内容についてはどう修文するかというのは座長の私にご一任いただくということで進めてまいりたいと思えますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**【新美座長】** ありがとうございます。では、そのような取扱いをしてまいりたいと思えます。

それでは、事務局から連絡事項があればよろしく願います。

**【茅野料金サービス課課長補佐】** 座長からお話のありました中間報告書案のパブコメですけれども、4月1日月曜日までの間に実施させていただこうと考えております。

また、次回会合の日程につきましては、調整の上、別途ご案内させていただきます。

事務局からは以上でございます。

【新美座長】 どうもありがとうございました。

以上をもちまして本日の議事は全て終了いたしました。以上でモバイル市場の競争環境に関する研究会、第10回会合を終了とさせていただきます。本日は、お忙しい中、皆様お集まりいただきまして、また熱心なご議論を賜りまして、ありがとうございます。どうぞ次回もよろしくお願いいたします。

以上